

## 新規養蚕就農者等研修実施規則

令和8年4月15日

### (総則)

第1条 この規則は、「一般財団法人大日本蚕糸会研修実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める研修のうち、今後の我が国の養蚕の担い手の育成を図ることを目的とする公募方式による研修（新規養蚕就農者等研修）に関し必要な事項を定める。

### (研修対象者)

第2条 新規養蚕就農者等研修は、原則として新たに養蚕に取り組もうとしている者又は新たに養蚕に取り組もうとする法人の従業員（新たに雇用しようとする者を含む。）を対象とする。

### (受講者の要件及び申請書類)

- 第3条 新規養蚕就農者等研修の受講者は、養蚕に取り組む意欲と能力を有する者とする。
- 2 新規養蚕就農者等研修の受講申請者は、申請に当たって養蚕を行おうとする地域の関係機関（養蚕関係の地域協議会、農業改良普及センター等）又は企業等の代表者からの推薦書を提出するものとする。
  - 3 前項の他、受講申請者は研究所長が研修受入れの可否を判断するために必要な情報を提供するものとする。

### (受講申請者との面接)

第4条 前条第1項に掲げる要件の確認を行うため、必要に応じ受講申請者及び推薦者に対し面接を行うものとする。

### (研修プログラム)

第5条 受講者の便宜のため、研修は全期間を通じた研修（以下「全体研修」という。）の他、飼育段階等により部分的に分割した期間の研修（以下「部分研修」という。）を設けることができる。

### 附則

- 1 この規則は、令和8年4月15日から施行する。
- 2 この規則の制定に伴い、新規養蚕参入者研修実施規則は廃止する。